

全弓連発第 7-38 号
令和 7 年 6 月 26 日

連合会長 各位
地連会長 各位

公益財団法人全日本弓道連盟
会 長 加 藤 出 (公印省略)

競技規則の改定について

平素より本連盟の事業に対しまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過日の全国地連会長会議におきまして、ご説明させていただきました競技規則の改定につきまして、去る 5 月 14 日開催の理事会におきまして下記の通り変更しましたのでお知らせ申し上げます。会員各位へもご周知頂きますようお願いいたします。

記

1. 取矢について（競技規則 第 15 条〔行射と運行の方法〕関連）

第 15 条 4 項を削除しました。競技会では選手の判断で取矢は行っても行わなくてもどちらでもよいこととします。過去に提出を求めている免除申請も不要となります。

なお、競技会で取矢を必須とする場合は大会実施要項、出場の手引き等で規定いたします。

【趣旨】 指導委員会ならびに競技委員会の中で、公益法人として、高校生に限らず裾野の広がりの中で、弓道の競技会において、取矢を競技規則で義務とすることが適切なのだろうかという意見があり、改定することとなりました。

高みを目指す人にとっては、取矢の効果等を理解しながら行っていくことですが、それでも、それを義務とするように競技規則の中で示すのではなくて、段階に応じて取矢が出来るようになっていくことが望ましいと考えております。

なお、審査会における取矢については、当連盟からの令和 5 年 7 月 24 日付全弓連発第 5-27 号「基本計画部会での検討内容の趣旨について（趣旨説明）」に基づきます。

【参考】基本計画部会での検討内容の趣旨について（趣旨説明）※抜粋
取矢について

（１）中高生の大会においては行わなくともよいこととする。

（２）審査会においても中高生の式段までは同様とする。